

かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例

〔平成26年12月5日〕
鹿児島県条例第58号

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康が、県民の健康で質の高い生活の確保並びに生活習慣病の予防等全身の健康の保持及び増進に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯科疾患の予防等により歯と口腔の健康を保持し、若しくは増進し、又はそれらの機能を維持し、若しくは向上させることをいう。
- (2) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯と口腔の健康づくりに関連する分野に係る業務に従事する者（歯科医師等を除く。）をいう。
- (4) 歯科口腔保健サービス等 歯科口腔保健サービス（歯科検診、歯科保健指導等をいう。）及び歯科医療をいう。
- (5) 子ども おおむね18歳以下の者をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 県内の全ての地域において、全ての県民が、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において、必要な歯科口腔保健サービス等を受けることができる環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりについての理解を深めるとともに、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。）は、子どもの歯科疾患の予防、適切な食習慣の定着その他の歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の役割)

第6条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健医療等関係者との連携を図りながら、良質かつ適切な歯科口腔保健サービス等を提供するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の役割)

第7条 保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、歯科医師等との連携及び相互の連携を図りながら、それぞれの業務において、県民が歯科口腔保健サービス等を受ける機会を確保するなど、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、事業所で雇用する従業員について、歯科口腔保健サービス等を受ける機会を確保するなど、歯と口腔の健康づくりに関する取組を促進するよう努めるものとする。

2 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、基本理念にのっとり、被保険者について、歯科口腔保健サービス等を受ける機会を確保するなど、歯と口腔の健康づくりに関する取組を促進するよう努めるものとする。

(市町村に対する支援)

第9条 県は、歯と口腔の健康づくりの推進における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(基本的施策の推進)

第10条 県は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本的施策として次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに知識の普及啓発に関すること。
- (2) 県民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの促進に関すること。
- (3) 妊婦及び乳幼児に対する歯科保健指導等に関すること。
- (4) 幼児、児童及び生徒の科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策に関すること。
- (5) 成人の歯周病の予防対策に関すること。

- (6) 高齢者の口腔機能の維持向上に関すること。
- (7) 離島その他の歯科口腔保健サービス等を受けることが困難な地域における歯科口腔保健サービス等の提供の推進に関すること。
- (8) 障害者及び障害児並びに介護を必要とする者に対する良質かつ適切な歯科口腔保健サービス等の提供の推進に関すること。
- (9) 歯と口腔の健康づくりに携わる者の連携体制の構築及び資質の向上に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。

(計画の策定)

第11条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施のための方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、計画の変更について準用する。

(実態調査)

第12条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、県民の歯科疾患等の実態について、おおむね5年ごとに調査を行い、その結果を公表するものとする。

2 知事は、前項の調査の結果を検証し、歯と口腔の健康づくりに関する施策に反映させるとともに、必要に応じて計画を見直すものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている歯と口腔の健康づくりの推進に関する県の計画であつて、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものは、この条例の規定により定められた計画とみなす。